

# ユビキタスネット社会の影の課題(大分類) に係る国際的政策動向

株式会社 野村総合研究所

➔ 各組織に関して、公的部門についての個人情報保護は比較的早い段階で整備されている。民間部門についても引き続き法的な対応は取られている。しかし、法的対応だけでは限界があり、運用上の様々な対応を行っているのが現状である。

## 米国

### プライバシー法 ほか

公的部門を対象とした情報の取扱いを定めたものが1974年に制定。民間部門に対する包括的な法律は無い。ビデオ・プライバシー法(1988年)や児童オンラインプライバシー法(1998年)が個別に定められている以外は、自主規制によって対応されている。

### FTC(連邦取引委員会)によるプライバシー関連対策(現在実施分)

National Do-Not-Call List の作成 / スパムメール対策の強化 / ID窃盗被害者の救済 / 個人金融情報詐取の防止 / 信用調査の正確性の向上と法令遵守の徹底 / プライバシー保護の徹底 / Children's Online Privacy 規定の徹底 / プライバシー問題に関する消費者申し立て窓口の設置 / 電話勧誘販売に関する規則の強化 / 潜在顧客情報の利用に関する制限 / GLBA(金融機関における顧客情報取扱いに関する法律)の徹底

## 国際機関

### W3C国際標準規格P3P

Webサイト上のプライバシーポリシーの表示方法を提供するための方法を標準化した規格。この情報を機械可読な状態で提供することにより、個人情報利用が自動化しうる。

### OECD理事会勧告(1980年)

この勧告により加盟国の国内法による対応を求めている。強制力はない。付属文書「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」のうちの第2部「国内適用における基本原則」で示された8原則(収集制限の原則、データ内容の原則、目的明確化の原則、利用制限の原則、安全保護の原則、公開の原則、個人参加の原則、責任の原則)は、各EU指令にも反映されている。

## 欧州

### EU

#### 個人情報保護指令(Directive 95/46/EC,1995年)

対象国は本指令を満たすための法律、規則、および行政規定の施行を要求された。OECD八原則に加え、特別カテゴリーの処理、個人データのEU外移動の制限などが定められている。

#### データ保護指令(Directive 2002/58/EC, 2002年)

電子通信装置及びサービスの法人利用者の正当な利益の保護に関してDirective 95/46/ECを補完するもの。

#### データ保護指令について各国における対応法の制定状況(カッコ内は制定年)

ベルギー(1998年) / デンマーク(2000年) / ドイツ(2000年) / スペイン(1999年) / フランス(審議中:2000年時点) / ギリシア(1997年) / イタリア(1996年) / アイルランド(審議中?:2000年時点) / ルクセンブルク(審議中?:2000年時点) / オランダ(2000年) / オーストリア(2000年) / ポルトガル(1998年) / スウェーデン(1998年) / フィンランド(1999年) / イギリス(1998年)

#### スウェーデン Sjunet

国内の医療機関、関係者間において医療情報を共有するための専用線ネットワーク。医療情報という機微情報を取り扱うために専用線を利用するなど、医療分野におけるプライバシーを重視している。2003年 eEurope Awards 受賞。

## その他

### シンガポール

個人情報保護法は存在しないが、慣習法や個別法(コンピュータ不正使用法、電気通信法等)において、個人情報保護を定めている。

### 韓国

公共機関の個人情報保護に関する法律(1999年)  
個人情報保護ガイドライン(2000年)  
信用情報の利用及び保護に関する法律(2000年) など

### マレーシア

サイバー法 電子署名や個人情報保護などの電子商取引関係の法律。

### オーストラリア

改正連邦プライバシー法

- ➔ 各国とも情報ネットワークが重要な社会インフラであるという認識は有しており、法整備や担当機関の設置は成されている。しかしながら情報セキュリティ先進国である米国においても、内部監査の結果によればまだ十分な体制とはいえない。

米国

**大統領指示事項第63号**(1998年)  
サイバーテロに対応するために、官民の協力、政府機構の整備を発表

**連邦コンピュータ成績表**(2000年～)  
下院の政府改革委員会によって毎年実施。各省庁の情報セキュリティ対策や主要な情報資産の棚卸の実施程度を評価している。

**情報システム防衛計画**(2002年)  
社会インフラやコンピュータネットワークへの防御を強化するために20億ドルの予算を割り当てる。人員の育成、試験システムの構築などの活動が行われた。

**連邦情報セキュリティ管理法**(FISMA, 2002年)  
電子政府法の一環として成立。各省庁は年に一回、自らの情報セキュリティを見直し、行政管理予算局に対してセキュリティ報告書を提出することが義務付けられた。

**US-CERT (Computer Emergency Readiness Team) による対策**  
National Cyber Alert System 部門を新設。(2004年)企業、政府機関、一般人に対して情報セキュリティの脆弱性・危険性について情報を提供する。

国際機関

**BS7799**  
BSI(英国規格協会)によって規定される、企業・団体向けの情報システムセキュリティ管理のガイドラインのことを指す。特にセキュリティの運用管理に重点が置かれている点が特徴。

**ISO/IEC15408 (情報セキュリティ評価基準)**  
情報技術セキュリティの観点から、情報技術に関連した製品およびインターネットシステムが適切に設計され、その設計が過不足なく実装されていることを客観的に評価・保証するために必要な各種事項を定義する国際標準規格。

**IEEE規格**(2004年)  
セキュリティの新規格として802.11iが標準化。これまでの標準規格に比べ強力な暗号化と、これまで不可能であったユーザ認証が可能となった。

欧州

**EU**  
**情報システムへの攻撃に対する欧州委員会としてのフレームワーク**(2002年)  
電気、通信、情報システムに対する違法なアクセスに対応するためのものであり、具体的には国際的なハッキング行為や、コンピュータウィルスの散布、Webサイトへの攻撃などを想定している。  
**ENISAによる活動**(European Network and Information Security Agency)  
EU各国の情報ネットワーク構築に関して助言やリスク分析を実施する。

**イギリス**  
省庁横断の情報セキュリティ組織として国家インフラストラクチャ安全調整局を設置している。

**ドイツ**  
内務省内部に情報化統括責任者室を設置。

**フランス**  
国防総事務局に情報セキュリティ機能を集積し、情報セキュリティ関連政策を立案している。

その他

**中国**  
・**電信条例(2000年) 第五十八条**  
情報の詐取、コンピュータウィルスの作成・伝達などを禁止。その他、より詳細な事項についてはインターネット関連法規により管理されている。(いずれも2000年に可決)  
・**インターネットセキュリティ保護の決定** 国際接続管理やセキュリティ保護について、コンピュータ情報システムの安全保護に関する条例  
コンピュータ情報ネットワークのインターネットへの接続安全保護の管理弁法  
コンピュータ情報ネットワークのインターネットへの接続の機密保持管理規定など。

**シンガポール**  
コンピュータ不正使用法

**マレーシア**  
コンピュータ犯罪法(1997) 不正アクセスについて規定。

**韓国**  
韓国情報保護振興院による各種活動

➔ 電子商取引については各国とも情報化政策の第一項目として取り組んでいる。比較的遅く(2000年代に入ってから)情報化が進んだ国においても、まずはじめに電子商取引関連法(取引自体に関する規定や電子署名関連の規定)を制定する傾向がある

米国

**統一商事法典第2編** (2003年)  
第二編は「販売(Sales)」について定めた部分である。

**統一電子取引法(UETA)** (1999年)  
各州法のための電子署名等に関する統一モデル法。

**電子署名法** (2000年)  
文書への署名を法的に義務づけていた契約に対しても電子署名を利用することが可能とする法律。取引国に対する電子署名の受け入れの促進や、消費者保護条約を含む。

**インターネットを利用した取引に対する特別課税の禁止** (2004年5月)  
2003年11月に失効していたインターネット取引に対する特別な課税を禁止する法律(Internet Tax Freedom Act)を継続させるもの。同法は州などの地方自治体がインターネットを利用した取引に対して特別な課税をすることを禁止するもの。

国際機関

**OECD**  
**電子商取引について、消費者保護策の勧告書を公表** (2003年)  
消費者保護当局が二国間や多国間で悪質業者の情報を共有、交換するよう促した。具体策として(1)消費者の苦情(2)悪質業者の所在地、電話番号(3)悪質行為の証拠書類などを盛り込んだデータベース構築を提唱した。各国政府が国外の消費者被害を放置しないよう、外国の消費者を狙った国内業者の悪質商行為の取り締まりも求めた。国内外の消費者や事業者を同等に扱うため、各国が二国間で取り決めに結ぶことも提言している。

**WTO** (世界貿易機関)  
グローバルな電子商取引に関する宣言(1998年)  
2001年には1998年の宣言を支持、継続する閣僚宣言が出された。

**UNCITRAL** (国連国際商取引委員会)  
電子商取引一般についてのモデル法(1996年)

欧州

**EU**

- ・電子商取引指令(2000年)
- ・電子署名指令(1999年)
- ・消費者金融サービスの遠隔マーケティングに関する指令(2002年)
- ・プライバシーと電気通信に関する指令(2002年)
- ・情報社会における複製権とそれに類する権利の調和化指令(2001年)
- ・電子商取引におけるVATの取り扱いに関する指令(2002年)

**電子商取引指令に対する各国の対応**  
欧州委員会は2004年初頭の段階で電子商取引指令の国内法への対応が遅れている七ヶ国(ベルギー / フランス / ギリシャ / アイルランド / イタリア / オランダ / ポルトガル)に対して意見書を送付した。これら七ヶ国においては現在、法案が審議中。その他の国においては、すでに対応が終了している。

その他

**中国**  
商用暗号管理条例(1999年)

**シンガポール**  
電子商取引法

**韓国**  
電子商取引推進計画(2003年) 3637億ウォンの予算を集中投入。  
電子文書利用促進法の制定、電子金融取引法の制定、  
電子取引基本法・商標法・不正競争防止法・著作権法の改正、  
電子商取引消費者保護方針の制定、標準約款の制定など

**マレーシア**  
電子商取引法(2001年)  
電子取引法令(2004年)  
デジタル署名法(1997年)

- 違法・有害コンテンツのうち、迷惑メール対策とフィルタリングについては積極的になされている。ただし、米国のCIPAを例として挙げられるように有害コンテンツを不用意に制限することは言論の自由に抵触することとなるため、フィルタリングを超えて対策が行われている例は稀である。

米国

**CIPA (Children's Internet Protection Act: 児童インターネット保護法)** (2000年)  
 政府の補助を受けている学校や図書館に有害サイトのフィルタリングを義務付ける法律。違法ポルノが学校や図書館のパソコンで閲覧できないようにフィルタリングをしなければならぬと定めている。ただし、言論の自由(憲法修正第一条)を侵害するとして、違憲判決を受けており、制定はされたものの、施行はされていない。

**CAN-SPAM法** (Controlling the Assault of Non-Solicited Pornography and Marketing Act)  
 受信者にスパムメールを受信拒否できる選択肢を与える法律。未承諾のポルノグラフィおよびマーケティング攻撃に対する規制を定めている。州を越えてその効力をもつ連邦法として施行。性的な表現を含んだメールやポルノ関連のメールに関しては、メールの件名に特定のラベルを付けることが義務づけられ、違反者は罰金もしくは禁固の刑に処せられる。

**COPPA** (The Children's Online Privacy Protection Act)  
 アメリカで1998年に制定・公布された法律。インターネット上で子供を保護するため、児童向け商用サイトで児童の個人情報を収集する際には保護者の同意や情報漏洩の防止などの対応を講じることが義務付けられている。2000年から施行。13歳未満の子供から個人情報を集めるサイトは、まず親の同意を得なければならないと定められている。

国際機関

米・連邦取引委員会 (FTC) と英・公正取引庁 (OFT) の声がけて、初の迷惑メール(スパムメール)対策機関国際会議が開催された。ロンドンでの同会議に、20余か国の政府機関が参加。(2004年10月)

国際電気通信連合 (ITU) はインターネット上で広告や宣伝を無差別に送りつける「迷惑電子メール」問題を解決するには、国境を超えた情報交換や迅速な摘発が決め手だとし多国間了解覚書の締結を提唱。国ごとの強力な法整備や技術的な防止策の向上を目指し、2年後をメドに解決する目標を打ち出した。(2004年8月)

欧州

**EU**  
**「グローバルネットワーク上の違法および有害情報への対処による安全なインターネット利用の促進に関する行動計画」** (1999年)  
 これに加え1999年から2001年までの三年間で2500万ユーロを補助金として供出。

**データ保護指令 (Directive 2002/58/EC, 2002年)**  
 受信者の同意なしに商業目的で電子的なメッセージ(電子メール/携帯電話メールのみならずファックス通信も含まれる)を送ることを規制する。データ保護指令についての各国の国内法への対応策については、「プライバシーの保護」の項で示した通りである。

**Safer Internet Project** (1999年～)  
 違法・有害コンテンツに対する欧州委員会によるプロジェクト。第1フェーズとして、1999-2002年には37のプロジェクトが採択された。うち、13のプロジェクトはインターネット上のコンテンツに対するレーティングとフィルタリングの技術を向上させるプロジェクトである。

その他

**民間組織が政府に先駆けている例**  
 ・民間ホットライン(米国)  
 ・NCMEC (National Center for Missing and Exploited Children)

**中国**  
**電信条例 (2000年) 第五十七条**  
 国家を害する情報、民族的差別、デマ、ポルノ、中傷などの情報の作成、伝送を禁止。本条例に準拠する形で、より詳細な法規が定められている。

**インターネット情報サービス管理規則** 情報公開のために必要な審査について。  
**インターネット電子公告サービス管理規定** 不特定多数への情報伝達の規制について。

**シンガポール**  
 “Family Access Network” 利用者は各ISPに対して有害コンテンツを除去した形式でのコンテンツを閲覧できるように指定できる。

**韓国**  
 公正取引委員会によるスパムメール対策 (2003年)

**ASEAN**  
 e-ASEANタスクフォースによるASEANフレームワーク協定 (2000年)  
 この中で、ASEAN各国による電子商取引の拡大が協力事項として挙げられている。

➔ 知的財産権関係の対策としては、保護に関するものが現状における主流である。積極的な知的財産戦略はシンガポールなど一部の例外を除き、いまだ盛んとはいえない。

米国

**反サイバースクワッティング消費者保護法** (1999年)  
不正の目的によるドメイン名の登録・使用を排除することが意図。

**ファーストセールドクトリン法理** (1908年の判例を元に明文化)  
米国著作権法に基づいて適法に作成された著作物の複製物の所有者または当該所有者から許諾を得た者は、著作権者の許諾を得ずに当該複製物の販売、処分ができる。つまり、著作権者が著作物を一回売ったら、当該著作物のその後の流通を制限する権利は消尽する、という法理。

**デジタル・ミレニアム著作権法** (1998年成立、2000年施行)  
WIPO「著作権条約」「実演・レコード条約」に基づき制定されたもので、デジタル化された情報の著作権のあり方などを規定。その特徴として、著作権保護技術(コピー防止機能など)を回避したり無力化するような手段の公表を禁じる規定がある。

国際機関

**WIPO** (World Intellectual Property Organization)  
2006年を目処に、特許の審査基準の統一を日米欧が提案。  
商標の国際登録制度(マドリッド協定議定書、1996)に米欧が相次ぎ加盟。(2003年)  
国際特許の出願をネットで受け付け。(2003年)

**WCT**  
著作権条約 (1996年)  
ベルヌ条約に加え、コンピュータプログラムの保護、データベースの保護、著作物の技術的保護手段回避に関する規制等を定める。

**WPPT**  
実演・レコード条約 (1996年)  
著作隣接権の国際的な保護を行う条約として、実演家人格権、放送権等を定める。  
周知商標の保護規則に関する共同勧告

**ICANN**  
統一ドメイン名紛争処理方針  
**ベルヌ条約** (1886年作成、1971年最終改正)  
著作権に関する基本条約。内国民待遇、無方式主義などを制定。

欧州

**EU**  
ソフトウェア指令 (91/250/EC)  
レンタル権指令 (92/100/EEC)  
サテライトアンドケーブル (93/83/EEC)  
保護期間指令 (93/98/EEC)  
データベース保護指令 (96/9/EC)  
コピーライト指令 (2001年)

**著作権関連の域内法に関する協議会の設置** (2004年7月)  
既存の著作権関連法規について単純化と微調整をするための協議会を設置。これは、これまでに発行された指令等の間に矛盾する規定も含まれているため。  
**Community Patent** (欧州統一特許構想、1999年～)  
欧州委員会「特許を通じた技術革新の促進」により、各国毎の特許制度、欧州特許条約に基づく欧州特許制度の現行二制度に次ぐ、第三の制度として提案された。2004年時点では大筋では合意しているものの、三月の時点では最終合意には至っていない。  
**欧州特許条約の改正** (2000年)  
今までEU各国において行われていた、特許付与後の特許定性等の手続きを欧州特許庁において集中して行えるようにするなどの改正が成された。

その他

**中国**  
**コンピュータソフトウェア保護条例** (2001年)  
**コンピュータソフトウェア著作権登録弁法** (2002年)  
これらは知財関連法規のなかでも情報産業に関わるものである。  
ドメインネーム紛争解決センターにおける紛争解決 / 技術輸出入管理条例  
外国企業の中国企業に対する技術導入に関する規制を緩和。中国側の秘密保持義務などを強化。

**シンガポール**  
・SurfiP (2000年) シンガポール政府知的財産ポータルサイト  
・知的財産裁判所の設立 (2002年)  
・SCOPE IP (2003年) 知的財産の創造、権利化・保護及び活用のための戦略。  
・改正商標法 (1998年) / 改正著作権法 (1999年) / 改正意匠法 (2000年)

**マレーシア**  
改正著作権法 (1997年)  
これまでの著作権法では対象とならなかったコンピュータ情報なども保護の対象とし、ネットワーク環境に配慮した著作物の保護が図られている。

**韓国**  
運用上での対策は進んでいるが、依然侵害事件は多い。

➔ 民間レベルでネット上のエチケット(ネチケット)に係る自主規制等は散見されるものの、政策レベルでの動向はあまり見られない。

米国

**公共イベント会場での携帯電話を禁止するニューヨーク市条例が可決**  
携帯電話で話す、ダイヤルする、通話を聞く、公演中に1回着信音を鳴らすことにより罰金50ドルが課せられる。適用場所は、コンサートや映画、演劇、博物館、図書館、画廊。

**テレワークへの対応**  
事業者性が薄く、保護が必要な者に対し、雇用契約関係や経済実態状況を見ながら、失業保険の受給資格等を認める。また、地域・地区条例の厳しい州によっては、在宅就業自体が禁止されている場合もある。

国際機関

**APEC「アジア・太平洋版テレワーク導入ハンドブック」**  
テレワークがアジア・太平洋において進展しない要素として、認識不足、管理・評価方法の未確立、ノウハウの未共有があげられており、これらの解決のために、マニュアル・ハンドブックという形でまとめられたもの。

**IETF「ネチケット・ガイドライン」**  
実際に各組織が採用しようとした場合に、各自で最適化しやすいことを前提として書かれた最小限のガイドライン。「1対1」「1対多」「情報サービス」と大きく三種に区分して解説。

欧州

**EUのEurocommerceとUni - Europa Commerceによる「商業部門におけるテレワークに関するガイドライン協定」**  
加盟各国あるいは各企業レベルの労働協約等を通じたテレワーク規制のための具体的なガイドラインを示したもの。

**テレワークへの対応**  
**(イギリス)**  
「被雇用者」を保護する法律を雇用契約を結んでいると見なしがたいテレワーカーにも適用できるように、法律の対象を新たに「労働者」としようと模索している。それにより、不公正解雇からの保護等がテレワーカーにも適用可能となることが考えられる。

**(ドイツ)**  
テレワーク促進に関する情報キャンペーンやテレセンターの設立、テレワーカー希望者のためのIT講習等を行ったが、信頼性やデータ保護等の観点からあまり効果は見られなかった。また、在宅ワーカーに対して従来の家内労働法を適用していく可能性が高いと見られている。

その他

アジア各国において、携帯電話の使用等に関する規制的な施策は少ない。

- ▶ 高度ICT人材の育成、初等中等教育・生涯教育におけるICT教育、失業者対策としてのICT教育など、各国で幅広い層を対象に実施されている。

米国

**アメリカ教育法 (Educate America Act)**

情報リテラシーが、初等・中等教育において達成すべき目標として設定されたことに加え、全てのアメリカ成人の生涯教育においても不可欠なものとして位置付け

**リハビリ法改正**

情報弱者のため、ICTバリアを除去し、新たな機会を生みだし、あるいはそれらを可能とする技術の開発を促進

国際機関

**グローバルな情報社会に関する沖縄憲章**

情報格差 (デジタル・ディバイド) の解消

「情報社会の前進のための政策は、情報化時代の要請に応える人材の養成によって支えられたものでなければならない。我々は、教育、生涯学習及び訓練を通じて、すべての市民に対し、IT関連の読み書き能力及び技能を育む機会を提供することにコミットしている。」

**APT (アジア・太平洋電気通信共同体) 「東京宣言」 「行動計画」 (2000年 東京)**  
 「東京宣言」において、情報通信技術の重要性を認識し、アジア太平洋地域の多様性を尊重しつつ、デジタル・ディバイドの解消に取り組む必要があるとしている。その一環として、「人材育成とITリテラシーの向上」が挙げられている。また「行動計画」において、「人材育成とITリテラシーの向上」のためのアジア太平洋地域内の人材交流促進やAPT研修プログラムの充実強化等の取り組むべき行動計画が掲げられている。

**世界情報社会サミット (WSIS)**

「行動計画」において、人材教育として、教育カリキュラムへのICT組み込み、eリテラシースキル推進、遠隔学習等が掲げられている。

欧州

**EUにおけるICTの総合計画 (e-Europe)**

- ・教育・研究のため、全ての学校・大学をブロードバンドによって接続
- ・教育的視点から、eラーニング・プログラムを提案
- ・欧州規模のネットワーク展開を可能にするための研究・試行に着手

**イギリス**

- ・全国民がICT機器に触れることのできる「英国オンラインセンター」を全国に設置
- ・ICT訓練を行う生涯学習講座に対して補助
- ・コミュニケーション機能に障害のある児童に対する補助、情報通信機器の配備、操作訓練の実施
- ・長期失業者等に対するICT訓練を実施 (ニューディール・イニシアティブ)

**フランス (政府行動計画: 30億フランをデジタルディバイドの解消に)**

- ・公共施設においてICT研修を実施し、教員として4000人を雇用
- ・小学校におけるネット接続を可能とするため、自治体に補助
- ・初心者向け訓練センターのICT設備を充実

その他

**韓国**

電子政府推進の一環である公務員のICT教育を推進することに平行して、国民のコンピュータ教育を推進するために「国民情報化教育総合計画」が策定され、2000年には115万人に、それ以降も毎年50万人規模でICT教育を推進することとした。  
 また、2004年度に4,563億ウォンをかけ、教育情報インフラ高度化と情報通信技術を活用した学校教育の活性化による教育の質向上が目指されている (小中学校のPC交換と通信速度の向上や教育用コンテンツの拡大、教員の情報技術活用能力の向上等)。

**シンガポール**

1997年より2002年まで20億シンガポールドルを投下して、「教育分野におけるICTマスタープラン」が実施され、コンピュータ関連施設・設備の整備、ネットワーク環境の構築、ソフトウェア整備、教師のトレーニング等が行われた。また、教育方針として、「IT Education from IT in Education」へと転換し、ICTリテラシーを前提として教育するとの視点へシフトしている。

**中国 (ソフトウェア産業振興アクションプラン)**

05年までに20万人のソフトウェアエンジニアを、07年までに30万人のソフトウェア人材を育成するほか、ソフトウェア人材の職業資格制度を充実

➔ ブロードバンドサービスについて、地理的格差を是正するための本格的な施策は少ないものの、インターネット接続に係るユニバーサルサービスを実施する施策は、多くの先進各国で実施されている。

米国

**アンバンドル規制の緩和**

ブロードバンド普及促進のため、既存地域事業者に対するアンバンドリング規制のうちFTTHについて一部緩和

**ユニバーサルサービスファンド**

- ・学校、図書館におけるインターネット接続を支援
- ・地方において、都市部と同等の医療サービスを受けるのに必要な電気通信サービスにかかる通信費の一部を補助
- ・全米平均コストを上回る高コスト地域の加入者回線コストを補填

**電力線ブロードバンド**

2004年2月、FCCがに電力線ブロードバンドに関する規則制定案を示し、オハイオ・インディアナ・ケンタッキー州ではすでにサービスが開始されている。

**(カナダ)**

**衛星による全国ブロードバンド**

カナダ北部や遠隔地域など、衛星以外の手段では経済的に接続不能な地域約400のコミュニティに対し、衛星によるブロードバンド接続を進め、1億5500万ドルを投下

国際機関

**G7 / G8グローバルな情報社会に関する沖繩憲章**

「国内及び国家間の情報格差の解消は、我々それぞれの国民的課題の中で決定的に重要性を帯び、誰もが情報通信ネットワークへのアクセスを享受しうべきである。」

**ITU(国際電気通信連合)「イスタンブール宣言」(2002年 イスタンブール)**

2002年から4年間のデジタル・ディバイド解消のための世界的取り組みを宣言。電気通信は社会や文化等の発展に不可欠である等の考えに立脚

**APT(アジア・太平洋電気通信共同体)「東京宣言」「行動計画」(2000年 東京)**

「東京宣言」において、当面の目標として、2005年までに、公共施設からのアクセスを含め、アジア太平洋地域の全ての人々がインターネットにアクセスできるように国内的、国際的に努めることが掲げられている。また、「行動計画」において、郵便局や学校を利用したアクセスポイントの設置推進等が掲げられている。

**世界情報社会サミット(WSSIS)**

国際的デジタルディバイドの解消に必要な資金の調達について、国連事務総長が管轄するタスクフォースにおいて現状を検証し、2005年のWSSIS第2フェーズにおいて、所要資金をまかなう基金の設立等を検討することとされている。

欧州

**EU ユニバーサルサービス指令**

有効な競争等を通じて、EU全域に良質なユニバーサルサービスが提供されることを確保するための規定。2003年10月には、EU8カ国が電子通信規制フレームワークの実施に遅れがでているとして違反手続きが開始されたと発表された。

**フランス(政府行動計画:30億フランをデジタルディバイドの解消に)**

- ・職業安定所や図書館などの公共施設7000カ所において、インターネットへの接続を可能に
- ・デジタルディバイドの解消を経済協力優先分やとし、仏語圏途上国における情報ハイウェイの構築を図る

**イギリス**

- ・05年までに全国民にインターネットを普及、G7の中で最も広範囲で競争的市場を目標に、広帯域網から取り残されるおそれのある15%~20%の住民対策、地域間格差対策
- ・02年までに全学校・図書館のインターネット接続

**ドイツ(情報社会のためのアクションプログラム)**

- ・インターネットへの広範なアクセスを可能とするため、低廉な料金のインフラを整備

その他

**韓国「8-3-9政策」**

「8つのサービス」の一項目として、2007年までに1000万世帯(韓国の61%の世帯)にデジタルホームを構築すること、「3つのインフラ技術」の一項目として、2010年までにブロードバンド統合網において2000万人の利用者を獲得することが掲げられており、2兆ウォンが投資される。

**シンガポール「Singapore ONE」**

1997年にシンガポール全体を対象に大容量ネットワークを開始し、1998年に「Singapore ONE」が商用化された。このインフラ計画の投資資金及び運営費用の一部を政府が負担しており、8200万シンガポールドルを投下している。すでにインフラ整備計画としては、全世帯の99%を網羅しており、ほぼ完了したといえる。

- ➡ 電気・電子機器が廃棄されるときに、その中に含まれる有害物質が周辺環境に流出することを防ぐための規制が多い。携帯電話の電磁波による人体への影響に係る調査・規制も見られる。

<b>米 国</b>	<p><b>携帯電話機リサイクル法</b> 使用済み携帯電話機の無償リサイクルを販売業者に義務づけ(カリフォルニア州)</p>	<b>国 際 機 関</b>	<p><b>OECD、及び国連環境計画(UNEP)「バーゼル条約」</b> 主に有害廃棄物に関して、先進諸国から発展途上国への輸出による環境汚染を防止するため、1989年採択、92年に発効した。電子機器には自然界に流出すると有害である物質が含まれているため、この条約に基づき規制を受けることになる。</p> <p><b>OECD 廃棄物防止リサイクル作業部会(2002年)</b> ゴミの発生を抑制した度合いを経済指標に盛り込み、各国で共有することを提言。</p>
<b>欧 州</b>	<p><b>EU</b> ・電気・電子機器廃棄物指令(WEEE) 加盟国は、あらゆる電気・電子機器の回収と収集のためのシステムを導入 ・電気・電子機器における特定有害物質の使用制限指令(RoHS) 電気・電子機器中に、原則として水銀、カドミウム等の有害物質を含んではならない</p> <p><b>ドイツ</b> WEEEに基づき、電気・電子機器の廃棄物の回収を事業者に義務づけ 10年以上前から自治体が家庭からの電子・電気機器の回収場所を提供</p> <p><b>フランス</b> WEEEに基づき、廃棄物の回収を行う持株会社を、各産業ごとに設立</p> <p><b>イギリス</b> 携帯電話の人体への影響について調査</p>	<b>そ の 他</b>	<p><b>韓国</b> 廃棄物管理法、物質節約及びリサイクル促進法、製造者責任法により、廃電子・電気機器の処理が行われており、回収費用は買い換え時は製造者負担、新規購入時は消費者負担となっている。廃家電のリサイクルについて全国を地域ごとに分け、担当企業を定めていることが特徴的とされる。 また、携帯電話各社に、使用者が携帯電話の電磁波量について問い合わせる場合の手続きを容易にするように勧告を行っている。</p> <p><b>中国</b> バーゼル条約に基づき、先進諸国から中国国内に廃電子機器の輸入を禁止。</p>

- ➡ サイバー対応の制度としては、電子政府の整備・構築が積極的に推進されている。具体的には、国民と行政機関との間でやりとりされる行政サービスをオンライン化する施策が主流となっている。

<p><b>米 国</b></p>	<p><b>行政文書作成業務撤廃法 (GPEA)</b> 03年までに、すべての行政サービスに係る申請をオンライン化</p> <p><b>New Strategic E-Government Strategy</b> 省庁をまたがった申請のオンライン化を促進</p>	<p><b>国 際 機 関</b></p>	<p><b>経済協力開発機構(OECD)電子政府重要報告書「電子政府規範」</b> 電子政府は行政運営のあり方を変え、より顧客重視の即応型行政に移行する能力を提供するものであるという基本前提に立ち、電子政府の潜在能力と影響、最大限の便益を達成するために必要な改革について検証</p>
<p><b>欧 州</b></p>	<p><b>EUにおけるICTの総合計画(e-Europe)</b> ・行政機関をブロードバンドにより接続 ・双方向の公共サービスの実施 ・政府調達電子化</p> <p><b>イギリス</b> ・05年までに全政府サービスを電子化 ・書面による各種法制度の廃止 ・電子調達のパイロットシステムに係る報告書の取りまとめ ・電子自治体構築のために自治体に2002年から2003年にかけて約20億ポンドを投入</p> <p><b>ドイツ</b> ・教育システムへのマルチメディアの導入 ・e-ガバメントによる政府・行政機関の近代化 ・e-入札の実施</p>	<p><b>そ の 他</b></p>	<p><b>韓国</b> 「ブロードバンド・IT・コア・ビジョン2007」において、世界最高の開かれた電子政府の実現が謳われており、2004年度には以下の政策を実施。 ・財政・国税等の機関別システム運用の安定化、財政管理システムの統合・連携等(596億ウォン) ・電子認証、電子書式、制度整備などの電子政府基盤の拡充(3,921億ウォン) ・市郡区情報化システムの統合連携等の地域情報化促進(10,162億ウォン)</p> <p><b>シンガポール</b> 2003年にeGAP が発表された。これは3年間に13億シンガポールドルを投じ、電子政府のサービス向上や意見聴取を行い、過去1年間に電子政府サービスを利用したことのある国民の割合を2006年までに90%に高めるものである。以前にもeGAP で15億シンガポールドルが投じられ、1600以上の行政サービスが電子的可能。</p>